

ハーブ条約発効

子の利益かなる制度運用を



同志社大学教授・米国弁護士

Colin Jones
コリン・ジョーンズ

私の視点

国際的な子の奪取に関するハーブ条約が発効した。歓迎すべき展開だが、今後の運用にはなお不安が残る。

第一に、条約の趣旨が十分理解されていないように見えることだ。国際結婚が破綻した時のケースがよく報じられるが、親が日本人同士でも片方の親が子を海外に連れ去れば適用される。内縁関係の夫婦の子も対象だ。

第二に、条約発効で導入された手続きを経ても、子の返還や面会交流がなかなか実現しないのではないかという不安がある。子を連れ去られた方の親は、いま子が暮らす国の政府に子の返還や面会交流を求めて支援を要請でき、裁判所に子の返還を求めて申し立てる。しかし、日本での従来の争いをみると、裁判を経ても面会などが実現しない場合が少なくない。諸外国は日本に対応の変化

を期待しているが、日本が条約を批准したのは外圧への対応の面が大きかったとの見方もある。条約を批准したのに対応が変わらなければ、日本の誠意が問われかねない。

第三に、裁判所の調停や裁判外紛争解決手続き（ADR）が十分機能するかどうかという点だ。

子の返還を求めて裁判所に申し立てをしたとき、双方の親が合意すれば調停にかけることができる。双方の親は別々に、または同席して裁判官や有識者ら調停委員から事情を聴かれる。米国で調停委員のトレーニングを受けた経験から言えば、双方の当事者が同席して重要なと思う点を互いに認識することが解決への糸口になるとと思う。米カリフオルニア州では調停が裁判外で行われ、当事者と調停委員だけが協議する。これだと当事者が調停不成立時の後ろ姿

判への影響を恐れずに発言できる。日本でもこうした仕組みを探り入れたらどうか。また、条約批准前の子を巡る事件では、外国人当事者が「日本人の壁」にぶつかるケースが見られた。周囲がみな日本人の中で、言葉の面だけでなく、本人の意向がきちんと伝わらないまま日本人同士の感覚で納得しあい、本人が孤立してしまった問題である。こうした壁にぶつからないよう、日本政府が東京の弁護士会などに委託しているADRでは、あっせん人（仲裁人）に外国人当事者の境遇が分かれ、同じ言語を話す外国籍の人への起用を広げてほしい。

条約の最大の目的は「子の利益の実現」である。中立の第三者の援助を受けながら、我が子をどうするかについて冷静に直接話せる制度があつてこそ、子の最善の利益が実現されやすくなるだろう。